

スポーツ振興くじ（第1296回）の試合の指定に係る変更の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第438号

2022年3月30日付け独立行政法人日本スポーツ振興センター公示投第437号の別紙4-(4)各回共通のうち第1296回について、公示の内容を別紙のとおり変更することとしましたので、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第2項の規定に基づき、公示します。

2022年4月7日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 芦立 訓

別紙（１）

<変更前>

各回共通

・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) MEGA BIG (メガビッグ)

一口300円に対し、7億20円（加算金のあるときにあっては、12億円）

(2) BIG (ビッグ)

一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあっては、6億円）

(3) 100円BIG (ハクエンビッグ)

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(4) BIG1000 (ビッグセン)

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(5) mini BIG (ミニビッグ)

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(6) toto (トト)

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、5億円）

(7) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(8) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(9) toto GOAL3 (トトゴールスリー)

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

<変更後>

第1296回

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) MEGA BIG (メガビッグ)

一口300円に対し、7億20円(加算金のあるときにあっては、12億円)

(2) BIG (ビッグ)

一口300円に対し、7億7万7千円

(3) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)

(4) BIG1000 (ビッグセン)

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)

(5) mini BIG (ミニビッグ)

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)

(6) toto (トト)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、5億円)

(7) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)

(8) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)

(9) toto GOAL3 (トトゴールスリー)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)